

## 博士学位論文審査要旨

申請者 池 俊介（静岡大学教育学部教授）

論文題目 村落共有空間の観光的利用に関する地理学的研究

審査員 主査 早稲田大学教授 文学博士（駒沢大学） 宮口侗廸  
副査 早稲田大学教授 博士（学術）早稲田大学 中島峰広  
副査 早稲田大学教授 理学博士（東京教育大学）白井哲之

### 1. 本論文の目的と構成

本論文は、近世の村落社会において、生産・生活に不可欠な空間として村落構成員の総有とされ、明治期以降も村落構成員による集団的所有ないし管理のもとに置かれてきた入会林野と地先漁場を、「村落共有空間」として統一的に把握し、これらの空間の現代社会における存在意義と、地域社会の持続的な発展のための利用のあり方を探ろうとしたものである。

具体的な調査地域としては、第二次大戦後の高度経済成長期以降に観光的利用が進んでいる地域の中から、村落共有空間を舞台として、入会集団による自律的な空間利用が行なわれている地域を主たる対象とし、それぞれの地域における村落共有空間の利用の実態を分析することにより、その観光的利用の意義と問題点を実証的に示した。さらに、地域社会を構成する多様な社会集団に焦点をあてた社会地理学的な分析を通して、村落共有空間の観光的利用の展開に伴って地域社会に発生している諸問題の存在を明らかにすると共に、これらの問題を克服するために必要な集団的所有・管理の仕組みについて検討し、村落共有空間の存在を活かした地域社会の持続的な発展のための方向付けを行っている。

本論文の構成は以下のとおりである。

### 第1章 序論

- I 村落共有空間の推移と現状
- II 村落共有空間における観光的利用の進展
- III 集団的所有・管理方法の再評価
- IV 本論文の目的と構成

### 第2章 入会林野の林業的利用とその限界—長野県飯田市を事例として—

- I はじめに

## II 大瀬木区における林野利用の推移

- 1) 所有林野の構成
- 2) 林野利用の変容過程

## III 山林荒廃と造林事業の展開

- 1) 山林の荒廃と保護規定
- 2) 造林活動の進展

## IV 近年の財産区運営の動向

- 1) 山林経営の不振と観光的林野利用
- 2) 人口増加への財産区の対応

## V おわりに

# 第3章 入会林野の解体と林野利用の粗放化—静岡県沼津市愛鷹山麓を事例として—

## I はじめに

## II 愛鷹山組合の成立と原野の農地化

- 1) 明治初期までの林野利用
- 2) 愛鷹山組合の成立
- 3) 開墾地の拡大過程
- 4) 開墾地における農業経営
- 5) 林野の耕地化の要因

## III 植林事業の展開過程

- 1) 愛鷹山組合による植林事業
- 2) 農用林としての利用
- 3) 農地解放と山林の分割
- 4) 第二次大戦後の造林の進展

## IV 農・林業的土地利用の後退

- 1) 第二次大戦後の農業経営の変化
- 2) ゴルフ場開発の進展
- 3) 企業による山林の集積

## V おわりに

# 第4章 入会林野の観光的利用の展開—長野県茅野市蓼科山麓を事例として—

## I はじめに

## II 蓼科山麓における林野利用の推移—柏原・湯川の例—

- 1) 財産区有林野の成立
- 2) 草肥農業と林野利用
- 3) 林業的土地利用の進展

4) 林野利用と村落社会

III 観光地化と入会林野利用の変容

- 1) 高度経済成長期における就業構造の変化
- 2) 白樺湖周辺観光地の発展
- 3) 蓼科高原の観光地化の過程

IV 観光地化に伴う財産区の動向

- 1) 財産区財政の拡大
- 2) 「区」の再編成と財産区
- 3) 財産区の運営
- 4) 財産区と村落社会との関連

V おわりに

第5章 地先漁場を基盤とした観光地域の形成—静岡県沼津市大瀬崎を事例として—

I はじめに

II スキューバダイビングの発展とダイビングスポットの分布

- 1) 日本におけるスキューバダイビングの普及
- 2) 全国のダイビングスポットの分布

III 大瀬崎における民宿地域の形成過程

- 1) 観光地化以前の生業構造
- 2) 民宿地域の形成

IV ダイビング観光地への変容

- 1) ダイビングスポットの開設
- 2) 観光施設経営の実態
- 3) ダイビング観光地の成立要因

V 地元村落社会への影響

- 1) 観光関連収入とその配分
- 2) 潜水料徴収をめぐる問題

VI おわりに

第6章 地先漁場におけるダイビング事業の展開—静岡県伊東市富戸区を事例として—

I はじめに

II 富戸地区における観光地化の進展

- 1) 観光地化以前における生業形態
- 2) 観光地化の進展

III スキューバダイビングの導入と展開

- 1) ダイビングスポットの開設

- 2) ダイビングサービスの進出と経営内容
- 3) ダイビングサービス進出の要因

#### IV スキューバダイビングと地域社会

- 1) 漁協・漁業経営への影響
- 2) 宿泊施設経営への影響
- 3) 伝統的村落社会との関係

#### V おわりに

第7章 北海道去場における入会林野の特質—新たな集団的所有・管理形態への手がかりとして—

##### I はじめに

##### II 開拓の進展と村落の形成

- 1) 農地開墾の進展
- 2) 稲作農業の展開
- 3) 荷菜から去場への独立

##### III 入会林野の成立と展開

- 1) 共同山の成立
- 2) 林野利用の実態
- 3) 収益の使途
- 4) 持分権売買の実態

##### IV 入会林野としての共同山の特色

- 1) 入会林野の基本的性格
- 2) 内地の入会林野との異質性
- 3) 他の生産・生活組織との関連

##### V おわりに

#### 第8章 結論

- I 村落共有空間の観光的利用の意義
- II 観光的利用の進展に伴う諸問題
- III 集団的所有・管理の今後のあり方

#### 2. 各章の概要と論評

第1章は序論であり、入会林野と地先（沿岸）漁場を「村落共有空間」として統一的に把握することを述べた後、従来の研究を踏まえて村落共有空間の利用の推移と現状を整理すると共に、戦後の高度経済成長期以降に展開された村落共有空間の観光的利用の概要とその意義について論述し、さらに近年における集団的所有・管理の評価をめぐる

多様な見解をまとめることにより、本論文における研究課題の明確化を図っている。

入会林野は、一連の解体政策のもとで明治期以降その面積を大きく減少させてきたが、現在でもその総面積は 200 万 ha を超える。また、「海の入会地」とも言うべき地先漁場も数多く存在し、今も共同漁業権の主体である地区漁協により、ほぼ独占的に利用・管理されている。入会林野においてはスキー場・別荘地・ゴルフ場等の観光事業が進められ、地先漁場においても、スキューバダイビング等の海洋性レクリエーションが普及し、観光的利用が活発化しつつある。論者は、これらの活動・事業の展開や空間利用の変化の実態については、地理学を始めとして多くの研究がなされているものの、それらの空間を所有・管理してきた入会集団や関連する社会集団に関する分析が必ずしも十分ではなく、村落社会や住民生活への影響が明らかにされていないと指摘し、地域社会の持続的な発展を考える立場からの、自律的な観光的利用の分析の必要性を訴えている。

一方で論者は、近年環境経済学・環境社会学等で展開されているコモンズ論の多くは、集団的所有・管理を高く評価するものの、従来型の農林漁業の上に立つ環境保全に傾くきらいがあり、現代的な社会変化に対応した生活の場としての農山漁村のあり方を見据えるものとはなっていないと指摘し、この点をも克服し得る集団的所有・管理のあり方を検討するとしている。

本章は序論として、入会林野と地先漁場を「村落共有空間」として統一的に把握するオリジナルな問題設定に始まり、多くの文献を整理して、わが国において必ずしも現代的意義を持つ利用が確立していないこれらの空間が、地域社会の持続的な発展に資するための集団的所有・管理のあり方をいかに創造していくべきかという方向性を論じたものである。大いにその現代的意義を認めることができよう。

第 2 章は長野県飯田市の大瀬木地区を事例として、財産区としての入会林野の森林經營がもたらす収益が、入会集団に多様な形態で還元されてきた事実を明らかにすると共に、国内林業の不振に伴う山林經營の悪化や、その一方で都市郊外に位置することによる流入人口の増加など、近年生じている諸問題への入会集団の対応の実態を明らかにしている。単に林地として經營を行なっている大面積の財産区と、観光的利用を含む多様な利用を行なっている小面積の財産区の經營状況を対比し、共有空間を単なる林地としてではなく、自律的に多様に活用していくことの意義を論じた。そして、この地区において過去にみられた山林の荒廃は、数カ村入会のように、共同体的規制が及びにくい共有の場合に発生しやすく、集団的所有そのものに原因があるのではないかと主張している。

本章は、流入人口の増加に対する入会集団の対応をも含め、近年多くの入会集団が共通に抱える課題を、詳細な調査データにもとづいて明確に提示しており、歴史的に見て集団的所有という所有形態そのものが林野を荒廃させてきたわけではないという認識のもとに、入会林野の従来型の利用の限界と、観光的利用の有効性について説得力のある説明を行っている。

第3章は、林地としての利用のみならず、農地としても重要な役割を担ってきた、静岡県沼津市の愛鷹山南東斜面の変遷過程を明らかにしている。

愛鷹山南東斜面は、官有化された後住民が払い戻しに成功し、以後愛鷹山組合という大きな入会集団の管理のもとで開墾地・植林地として利用されてきた。この入会林野は戦後部落有林として分割され、さらに造林ブームの中で個人分割化が進展していった。その後企業による投機的な買収が進み、買収企業の経営不振の中で、最低限の森林管理さえなされない粗放化を招いているが、この状況を、現地調査にもとづく詳細な土地利用図等を作成して示している。そして、このような入会林野の私権化が林野の望ましい利用に結びつかず、かえって著しい粗放化を招いていると指摘し、これは一連の私権化政策への批判ともなっている。

本章では、入会林野が個人分割された後、企業による投機的な買収が進み、その後の無責任な扱いの中で林野の粗放化・他律化が著しく進行している事例を示すことによって、入会林野の私権化が、必ずしも林野利用の促進に結びついていない実態が明らかにされている。「林野利用の高度化」の名のもとに、入会林野の私権化を強力に推進してきた政府の一連の政策を批判し、このことは、その根拠となっている集団的所有・管理形態そのものが林野利用の停滞の元凶であるという議論を否定する主張に繋がるものである。

第4章は、入会林野の観光的利用を積極的に進めてきた、長野県茅野市の柏原財産区と湯川財産区の事例を取り上げ、入会集団による観光地経営の実態と問題点について検討した。あわせて財産区制度の問題点についても考察している。

湯川財産区では、財産区有の温泉旅館が財産区民によって早くから経営され、後に一部の林野と共に企業に売却されているが、その後も入会林野の企業への貸付により多額の歳入があり、その歳入は所有山林の管理等に有効に活用されていること。また、柏原財産区では広大な入会林野をそのまま所有し、そこにおいて別荘への土地貸付や貸しボート営業等を行なっていて、多額の歳入のほか、財産区民の雇用の場ともなっており、さらに収益の実質的個人配分もあって、財産区民が多大な経済的恩恵を享受していることが明らかにされている。

特に柏原財産区の事例の詳細な分析からは、外部資本による一般的な観光開発とは異なる、入会集団による自律的な事業経営が、入会林野のみならず地域社会の持続的発展にも意義をもつことが示された。ただし、事業のための実務が増え、役職者の多忙など共同体的経営の限界を感じさせる部分があること、自治体行政の中での特別地方公共団体としての財産区の位置づけがあいまいである点などが、地域の課題として指摘されている。

本章は、入会林野において自律的な観光地経営に成功している事例から、その収益が入会集団に多様な形で還元され、雇用機会の確保にも大きな貢献をしている一方で、共同体

的経営に限界が見えていることや、自治体や地域によって入会権の認識が微妙に異なるという財産区問題の本質にも言及している。

第5章は、ダイバーを主体とした特色ある観光地へと変貌した静岡県沼津市の大瀬崎地区を取り上げ、地先漁場の観光的利用の地域経済への貢献と地域社会に生じている諸問題を論じた。大瀬崎では、温州みかん栽培の低迷を契機に地区民による民宿の開業が本格化したが、さらに地先漁場の一角にダイビングスポットが開設されて以降は、スキューバダイビングを目的とする客が急増し、宿泊施設がダイビングサービスを併設するようになり、全国有数のダイビング観光地へと変貌を遂げた。この過程を、戸別の調査を含む詳細な調査データにもとづいて明らかにしている。ダイビングスポットを開設している内浦漁協は潜水料を徴収しており、これと地区的経営する駐車場の収益が、公益的事業や駐車場管理の日当という形で地区民に還元されている実態を明らかにし、地先漁場の観光的利用が地区に経済的な価値をもたらしている実態を示した。さらに、潜水料の徴収をめぐってダイバーが起こした訴訟を取り上げ、ダイバーと地区的共存関係育成の必要性を論じている。

本章のように、地先漁場におけるスキューバダイビングの展開の実態と、それに伴う入会集団（地域社会）の対応とそこに生じている問題について実証的に明らかにした研究は殆どなく、観光地域の形成をめぐる議論に大きく貢献するものと思われる。

第6章は、漁協がダイビング事業によって多額の収益を得てきただけではなく、漁業者自身もボートダイビング営業を行なってきた静岡県伊東市の富戸地区を取り上げ、地先漁場を利用したダイビング事業の有利性や、その地域社会への影響と問題点について、実証的に明らかにしている。漁協は、施設使用料による収入だけではなく、エア充填業務から多額の収益を得ているが、富戸地区にある多くのダイビングサービス経営に対しては優遇措置をとり、共存を図ってきた。このような漁協・漁業者・ダイビングサービス・ダイバーの共存のしくみが、富戸地区が全国最大のダイビングスポットに成長する上で大きく貢献したことを、詳細な聞き取り調査を踏まえて明らかにした。一方で、富戸漁協が伊東市漁協に合併してからはダイビング事業による収益が富戸地区に還元されなくなり、漁協の広域合併が地先漁場からの収益を地元の地域社会の発展に活かすことを困難にしている状況をも指摘している。

本章は、共同漁業権を有する漁協がダイビング事業によって多額の収益を獲得している事例を取り上げ、詳細な現地調査によって、漁協と漁業者およびダイビングサービスの一定の関係が地先漁場の観光的利用を発展させてきたことを明らかにした。そして、漁協合併によってダイビング事業の収益が地域社会に還元されなくなっている事実に注目し、共同漁業権の扱いによっては地先漁場の観光的利用の基盤が地域社会から奪われかねないことを指摘し、共同漁業権をめぐる問題の現代社会における重要性を喚起することに大きく貢献していると思われる。

第7章は、観光的利用の展開の中での村落共有空間の望ましい集団的所有ないしは管理形態のあり方を考える手がかりとして、北海道平取町去場地区の入会林野の所有及び利用の実態を調査したものである。去場地区では1910年に国有地の払下げを受けて去場共同山が成立し、当時の地元の全65戸が65分の1の持分を持つと認識されてきた。薪材や建築用材の売却収入はこれらの権利者に配分され、持分は地元民の間で頻繁に売買の対象となってきた。去場共有山のこのような状況は、村落社会の構成員の流動性が高く、個々の農家の独立性が高い移住社会北海道の特性を反映して生まれたものであり、所有権と経済的価値に対する認識の強さにおいて、内地の伝統的入会林野とはかなり異質の性格を持つことを明らかにしている。さらに、現在の内地の農山村社会は過疎化に象徴される流動化の中にあり、このような変化に対応した村落共有空間の集団的所有および管理のあり方を再検討するために、去場共同山の所有・管理形態が重要な参考事例となることを指摘している。

本章は、歴史が新しいという先入観から等閑視してきた北海道の入会林野に注目し、詳細な現地調査によってその所有と利用の実態が内地とは異なることを明らかにして、北海道の農村社会が持つ特性を示した。ここでは入会権が持分権として地区民の間で売買の対象とされ、その利用価値が高く評価されてきた。このような所有・利用のあり方に潜む合理性を、住民の流動化と多様化の中にあって硬直化している、わが国の農山村の村落共有空間の発展的利用を考える上で重要な手がかりとする発想は、大いに評価できよう。

第8章は結論部分である。まず入会林野・地先漁場という村落共有空間においてかなりの観光事業が展開する中で、外部資本によらず、入会集団が観光事業を積極的に進めることにより自律的な空間利用を実現していることの意義を述べ、このことが地域社会の維持に大きく貢献していると主張、第4章・第5章・第6章の事例の意義を整理している。村落共有空間における観光的利用は、これまで外部資本による乱開発と受け取られ、多く環境破壊につながるものと理解されてきたが、入会集団による自律的な観光的利用にあっては、その収益は地域の農林漁業の持続、ひいては地域社会の持続的発展のために使われてきた。これを踏まえて、望ましい形でこのような展開が行なわれれば、無秩序な観光開発を防止する機能をも持ちうるのではないかと主張している。

続いて、村落共有空間の望ましい利用のあり方を考えるときに直面する課題が3点に整理されている。第1に、入会林野においては所有権の名義人と実際の入会権者が一致しない場合が多いこと、財産区においては市町村の関与が強まる危惧があること、地先漁場においては共同漁業権が入会権的な権利であると確定されていないこと等によって、入会集団の存立基盤が不安定であることが指摘されている。第2には、人口の流動化によって地区に入会集団に属さない人が増え、それぞれの社会集団間に軋轢が生じていることをどのように解決していくかという課題が提示されており、第3には、入会集団の自律的な観光

事業経営に伴う、役員の負担増加の問題があり、人材の確保に苦労している例が多いことが挙げられている。

続いて以上の論点を踏まえて、村落共有空間の集団的所有ないし管理の今後のあり方が論じられている。村落共有空間の集団的な所有・管理は、これまでその集約的な利用を阻む元凶ともみなされてきたが、本論文は、入会林野の私権化が利用の促進どころか荒廃を招いている事例や、集団的所有のもとで有効な林野利用がなされている事例を示すことで、この一面的な理解が誤りであることを示した。そして土地所有の財産権的側面よりも利用権的側面を強めることの必要性が多方面で論じられている今日、資源の持続的利用という見地から、総有という所有形態を再評価すべきであると主張している。

最後に、上に述べた現代的な課題を克服するためには、村落共有空間の伝統的な所有・管理のしくみ自体を見直すことが不可欠であるとして、いくつかの提案がなされている。まず、村落共有空間の利用を促進するために、林野については所有と利用、地先漁場については管理と経営の分離を図る可能性を模索することが重要と述べ、これにより、有能な人材が新しい空間利用の実現に貢献できる可能性が強まるとする。続いて、新しい住民の新規加入の問題に柔軟に対応する必要で、ここから入会集団とその他の集団との社会的な摩擦が軽減され、資金・人材の不足などの問題を解決することが可能となるとしている。一定のルールのもとに新規住民に入会林野の利用を認める例はすでに存在しており、そこから新しい有効利用が生まれているケースもある。新規加入を認める際に、林野の利用価値を積極的に評価する住民に売買してきた第7章の去場共同山の持分権に代わるような、明確な利用権の設定を行なうことも、意味のある一つの方法と考えている。ただし、無制限に住民以外の入会集団への加入を認めることは、入会権が消滅したものとみなされる恐れがあるため慎重であるべきだという主張が、最後になされている。

### 3. 総評

かつてのわが国の村落社会の多くは、総有的共有地としての入会林野を持ち、それは生産と生活を支える重要な機能を果たしてきた。明治以降の近代化政策のもとでその面積は大きく減少したものの、いまだに200万haをこえる入会林野が、財産区や記名共有地などの形で残っており、全般的に有効な土地利用がなされているとは言いがたい状況にある。一方で、近世から一村専用漁場として位置づけられてきた地先漁場には、その後多く地先水面専用漁業権が設定され、戦後は地区漁業協同組合の共同漁業権として維持してきた。そこでは現在、海面の新たな利用をめぐって問題が生じている。

本論文は、入会林野と地先漁場を「村落共有空間」として統一的に把握し、この村落共有空間を舞台として、入会集団によって自律的な空間利用がなされている地域の空間管理の実態を分析することによって、自律的な観光的利用の意義と問題点を実証的に明らかにし、さらに地域社会に発生している諸問題を明確化し、それを克服するために必要な集団的所有ないしは管理のあり方の方向性を示したものである。

論文全体としての問題設定は明確であり、構成もそれに応えるものになっている。第1章の序論で多くの研究例を整理して目的を明確化し、第2章ではオーソドックスな森林資源利用を行なってきた飯田市の入会林野を事例として、観光的利用を含む多面的な利用の価値と意義を主張し、第3章では入会林野の私権化が進むことによって林野の荒廃が進んでいる沼津市の事例から、安い私権化に警鐘を鳴らしている。そして第4章では観光的利用が安定的に展開している茅野市の事例から、入会集団による自律的な取り組みの意義を、問題点をも明らかにしながら述べている。第5章では沼津市の地先漁場を事例に、漁場を管理している漁協がダイビングに対応する取り組みによる収益を地区に還元している状況を説明し、第6章では伊東市の事例で、漁協・漁業者・ダイビングサービス・ダイバーの共存関係を見出し、最大のダイビングスポットに成長した経緯を示した。第7章では、いわゆる内地と異なる性格を持つ北海道の入会林野の事例から、入会林野の持分が利用権という意味合いで地区内で売買されてきたことに注目し、第8章の結論の、所有権と利用権を分離して入会林野の有効な利用を促進すべきという主張の出発点としている。この主張は、管理と経営を分けて考えることができればより有効な利用の可能性が高まるという理解で、地先漁場にも通ずるものである。

第2章から第7章までの事例の提示にあたっては、戸別の聞き取り調査を含む詳細な現地調査を積み重ねて論点を抽出している。この多くは学会誌に掲載された論文をベースにしており、各地域に起こっている状況を丹念に拾い上げ、その蓄積の上に立って新しい枠組みを提示して普遍的な議論に近づこうとする姿勢は、まさに地理学的研究の名にふさわしい。また、入会林野と地先漁場を村落共有空間として統一的に捉えるというオリジナルな試みもかなり成功しており、社会および学界において今後意味のある議論を喚起すると思われる。

都市化が進み、農山漁村の過疎化が進行しているわが国にあって、農山漁村に存在する広大な空間をどのように管理・活用していくかは、極めて大きな課題であり、本論文で取り上げられた村落共有空間が、地域の住民によって自律的に有効利用されていくことは極めて大きな現代的意義を持つ。この点でも本論文の意義は大きい。

上に述べたように本論文はその構成・水準共に極めて高く評価できるが、しいて難点を挙げれば、結論の部分がやや総論的に過ぎることであろう。しかしさまざまな事例から包括的な議論を引き出す地理学のあり方からして、これは決定的な欠点とは言えない。残された仕事は、多様な形で存在する村落共有空間の性格を類型化し、それについて今後どのような対応と刷新が意義を持つかを議論することであると思われるが、それは短期間でできることではなく、今後の成果に期待したい。

以上を総合的に判断して、審査委員全員が、本論文は博士（学術）の学位請求論文として十分な水準を持つものと認め、ここに報告する。

2003年2月3日